

工事起工 概要書

町長	副町長	課長	補佐	係長	審査	設計者									
執行年度	令和 7 年度														
工事番号 工事名	令和7年度 国補住建第1号 町営米沢団地解体工事(2号棟外2棟)														
工事場所 又は履行場所	東茨城郡 城里町 大字石塚地内														
施工方法	請負				原契約年月日	令和 年 月 日									
工期又は 履行期間	契約日の翌日 から 令和 7年 10月 31日 まで () 日間														
受注者															
費目	起工	第1回変更	増減(△)	変更請負に付する工事価格 =変更積算工事価格×請負比率 請負比率： $\frac{\text{起工(前回変更)時の請負決定額}}{\text{起工(前回変更)時の積算額}}$ (小数第7位切り捨て6位止め) 変更積算工事価格 円 請負比率 変更工事価格 円											
起工額															
請負(委託) に付する額															
工事(業務) 価 格															
測量試験費 又は工事雑費															
消費税相当額															
請負(委託) 決 定 額															
工 事 概 要															
内 容	規格 1	数量 1	単位 1	規格 2	数量 2	単位 2	規格 3	数量 3	単位 3						
⑥米沢団地2号棟 木造 36.40㎡×1タイプ															
⑦米沢団地3-イ・3-ロ号棟 木造 31.90㎡×2タイプ															
⑧米沢団地5・6号棟 木造 31.90㎡×2タイプ 延床面積164㎡															
変更理由															

城里町

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	町営米沢団地解体工事						
I	直接工事費		1.0	式			
II	共通仮設費	積上げ分共	1.0	式			
III	現場経費		1.0	式			
IV	一般管理費	契約補償費を含む	1.0	式			
	工事価格						
V	消費税相当額		1.0	式			10%
	合計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	直接工事費	対象内					
⑥	解体工事	⑥米沢団地2号棟 木造 36.40㎡×1タイプ	1.0	式			
⑦	解体工事	⑦米沢団地3-イ・3-ロ号棟 木造 31.90㎡×2タイプ	1.0	式			
⑧	解体工事	⑧米沢団地5・6号棟 木造 31.90㎡×2タイプ	1.0	式			
	⑥⑦⑧運搬処分費		1.0	式			運搬費計 処分費計
	合計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	直接工事費	対象外					
⑥	解体工事	⑥米沢団地2号棟 木造 36.40㎡×1タイプ	1.0	式			
⑦	解体工事	⑦米沢団地3-イ・3-ロ号棟 木造 31.90㎡×2タイプ	1.0	式			
⑧	解体工事	⑧米沢団地5・6号棟 木造 31.90㎡×2タイプ	1.0	式			
その他	その他外構工事	⑥⑦⑧	1.0	式			
	⑥⑦⑧その他 運搬処分費		1.0	式			運搬費計 処分費計
	合計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	直接工事費	解体工事⑥	対象内				
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	土工事		1.0	式			
3	躯体解体工事		1.0	式			
4	仕上げ解体工事	外構含む	1.0	式			
5	運搬処分費	別途計上	1.0	式			
	A.計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	直接仮設工事						
	単管一本足場		99.3	掛 m2			
	養生シート張り	防音シート	99.3	掛 m2			
	運搬費単管一本足場		99.3	掛 m2			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	土工事						
	根切り		3.3	m ³			
	埋戻し	発生土・小規模土工	3.3	m ³			
	敷き均し	締固め共	36.4	m ²			
	土工機械運搬	一般・小規模土工	1.0	往復			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	躯体解体工事						
	RC造基礎コンクリート解体	設備配管含む 布基礎	44.8	m			
	RC造土間コンクリート解体	設備配管含む 便槽、束石含む	58.5	m ²			
	木造軸組み撤去	設備配管含む 小屋・天井・床下地共	36.4	m ²			
	物干し撤去	コンクリート製	2.0	ヶ所			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4	仕上げ解体工事						
	畳撤去	55	12.0	帖			
	床モルタル撤去	※コンクリート撤去に含む	3.7	m ²			
	化粧合板撤去	12	10.3	m ²			
	ベニヤ撤去	4	4.9	m ²			
	床下地板撤去	12	32.6	m ²			
	壁プラスターボード撤去	漆喰仕上	68.6	m ²			
	壁合板撤去	4	15.1	m ²			
	腰壁モルタル撤去		3.0	m ²			
	天井化粧合板撤去	4	20.0	m ²			
	天井化粧ボード撤去	4	11.5	m ²			
	天井合板撤去	3	2.4	m ²			
	天井化粧パネル撤去	アスベスト処理対応 4	2.4	m ²			

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	天井廻縁	木質系	65.0	m			
	木製戸撤去	玄関引違い格子戸 1.27*1.8	1.0	ヶ所			
	木製戸撤去	障子 1.73*1.8	1.0	ヶ所			
	木製戸撤去	襖 1.73*1.8	3.0	ヶ所			
	木製戸撤去	襖 0.82*1.8	1.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 2.72*1.8	1.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*1.1	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*0.7	1.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*0.4	1.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.27*1.8	1.0	ヶ所			
	ガラス撤去	4	18.9	m ²			
	軒どい撤去	塩ビ	15.4	m			
	たてどい撤去	VU	12.2	m			

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	屋根瓦撤去	スレート	50.4	m ²			
	外壁しっくい撤去		0.7	m ²			
	外壁板張り撤去	戸袋共 9	49.0	m ²			
	野地板撤去	(ルーフィング'アスベスト処理対象) 12	50.4	m ²			
	雨戸撤去	2.64*1.8	1.0	ヶ所			
	雨戸撤去	1.82*1.8	1.0	ヶ所			
	雨戸撤去	1.82*1.1	2.0	ヶ所			
	キッチンセット撤去	1000*550*850	1.0	ヶ所			
	便器撤去		1.0	ヶ所			
	臭突撤去	L=4.0	1.0	ヶ所			
	濡れ縁撤去	5500*450 木製	1.0	台			
	既存給水引込閉栓	閉栓(サドル分水栓50×20) 既存管20撤去、土工事共	2.0	ヶ所			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	直接工事費	解体工事⑦	対象内				
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	土工事		1.0	式			
3	躯体解体工事		1.0	式			
4	仕上げ解体工事	外構含む	1.0	式			
5	運搬処分費	別途計上	1.0	式			
	A.計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	直接仮設工事						
	単管一本足場		133.0	掛 m2			
	養生シート張り	防音シート	133.0	掛 m2			
	運搬費単管一本足場		133.0	掛 m2			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	土工事						
	根切り		6.1	m ³			
	埋戻し	発生土・小規模土工	6.1	m ³			
	敷き均し	締固め共	63.8	m ²			
	土工機械運搬	一般・小規模土工	1.0	往復			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	躯体解体工事						
	RC造基礎コンクリート解体	設備配管含む 布基礎	84.0	m			
	RC造土間コンクリート解体	設備配管含む 便槽、束石含む	13.3	m ²			
	木造軸組み撤去	設備配管含む 小屋・天井・床下地共	63.8	m ²			
	物干し撤去	コンクリート製	3.0	ヶ所			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4	仕上げ解体工事						
	畳撤去	55	21.0	帖			
	床モルタル撤去	※コンクリート撤去に含む	7.4	m ²			
	化粧合板撤去	12	16.6	m ²			
	ベニヤ撤去	4	9.9	m ²			
	床下地板撤去	12	39.7	m ²			
	壁プラスターボード撤去	漆喰仕上	112.0	m ²			
	壁合板撤去	4	30.2	m ²			
	腰壁モルタル撤去		7.0	m ²			
	天井化粧合板撤去	4	34.8	m ²			
	天井化粧ボード撤去	4	16.6	m ²			
	天井合板撤去	3	5.0	m ²			
	天井化粧パネル撤去	アスベスト処理対応 4	5.0	m ²			

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	天井廻縁	木質系	120.0	m			
	木製戸撤去	玄関引違い格子戸 1.27*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	障子 1.73*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	襖 1.73*1.8	8.0	ヶ所			
	木製戸撤去	襖 0.82*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 2.72*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*1.8	4.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*1.1	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*0.7	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*0.4	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.27*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	舞良戸 0.85*1.8	2.0	ヶ所			
	ガラス撤去	4	34.6	m ²			
	軒どい撤去	塩ビ	27.3	m			

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	たてどい撤去	VU	12.2	m			
	屋根瓦撤去	スレート	84.1	m ²			
	外壁しっくい撤去		6.1	m ²			
	外壁板張り撤去	戸袋共 9	65.2	m ²			
	野地板撤去	(ルーフィング'アスベスト処理対象) 12	84.1	m ²			
	界壁撤去	モルタル	2.7	m ²			
	雨戸撤去	2.64*1.8	2.0	ヶ所			
	雨戸撤去	1.82*1.8	2.0	ヶ所			
	雨戸撤去	1.82*1.1	2.0	ヶ所			
	キッチンセット撤去	1200*550*850	2.0	ヶ所			
	便器撤去		2.0	ヶ所			
	臭突撤去	L=4.0	2.0	ヶ所			
	濡れ縁撤去	4600*450 木製	2.0	台			
	植栽撤去	伐根共 W4.0、H6.0、C2.3	1.0	本			

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	植栽撤去	伐根共 W4.0、H5.0、C1.2	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W4.0、H4.0、C0.9	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W3.0、H4.0、C0.7	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W3.0、H3.0、C0.6	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W2.0、H2.0	1.0	本			
	既存給水引込閉栓	閉栓(サドル分水栓50×20) 既存管20撤去、土工事共	1.0	ヶ所			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	直接工事費	解体工事⑧	対象内				
1	直接仮設工事		1.0	式			
2	土工事		1.0	式			
3	躯体解体工事		1.0	式			
4	仕上げ解体工事	外構含む	1.0	式			
5	運搬処分費	別途計上	1.0	式			
	A.計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	直接仮設工事						
	単管一本足場		133.0	掛 m2			
	養生シート張り	防音シート	133.0	掛 m2			
	運搬費単管一本足場		133.0	掛 m2			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
2	土工事						
	根切り		6.1	m ³			
	埋戻し	発生土・小規模土工	6.1	m ³			
	敷き均し	締固め共	63.8	m ²			
	土工機械運搬	一般・小規模土工	1.0	往復			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
3	躯体解体工事						
	RC造基礎コンクリート解体	設備配管含む 布基礎	84.0	m			
	RC造土間コンクリート解体	設備配管含む 便槽、束石含む	13.3	m ²			
	木造軸組み撤去	設備配管含む 小屋・天井・床下地共	63.8	m ²			
	物干し撤去	コンクリート製	4.0	ヶ所			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
4	仕上げ解体工事						
	畳撤去	55	21.0	帖			
	床モルタル撤去	※コンクリート撤去に含む	7.4	m ²			
	化粧合板撤去	12	16.6	m ²			
	ベニヤ撤去	4	9.9	m ²			
	床下地板撤去	12	39.7	m ²			
	壁プラスターボード撤去	漆喰仕上	112.0	m ²			
	壁合板撤去	4	30.2	m ²			
	腰壁モルタル撤去		7.0	m ²			
	天井化粧合板撤去	4	34.8	m ²			
	天井化粧ボード撤去	4	16.6	m ²			
	天井合板撤去	3	5.0	m ²			
	天井化粧パネル撤去	アスベスト処理対応 4	5.0	m ²			

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	天井廻縁	木質系	120.0	m			
	木製戸撤去	玄関引違い格子戸 1.27*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	障子 1.73*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	襖 1.73*1.8	8.0	ヶ所			
	木製戸撤去	襖 0.82*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 2.72*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*1.8	4.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*1.1	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*0.7	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.73*0.4	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	ガラス戸 1.27*1.8	2.0	ヶ所			
	木製戸撤去	舞良戸 0.85*1.8	2.0	ヶ所			
	ガラス撤去	4	34.6	m ²			
	軒どい撤去	塩ビ	27.3	m			

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	たてどい撤去	VU	12.2	m			
	屋根瓦撤去	スレート	84.1	m ²			
	外壁しっくい撤去		6.1	m ²			
	外壁板張り撤去	戸袋共 9	65.2	m ²			
	野地板撤去	(ルーフィング'アスベスト処理対象) 12	84.1	m ²			
	界壁撤去	モルタル	2.7	m ²			
	雨戸撤去	2.64*1.8	2.0	ヶ所			
	雨戸撤去	1.82*1.8	2.0	ヶ所			
	雨戸撤去	1.82*1.1	2.0	ヶ所			
	キッチンセット撤去	1200*550*850	2.0	ヶ所			
	便器撤去		2.0	ヶ所			
	臭突撤去	L=4.0	2.0	ヶ所			
	濡れ縁撤去	4600*450 木製	2.0	台			
	植栽撤去	伐根共 W4.0、H4.0、C0.9	2.0	本			

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	植栽撤去	伐根共 W3.0、H5.0、C0.9	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W2.5、H5.0、C0.9	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W4.0、H5.0、C0.8	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W4.0、H4.0、C0.8	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W4.0、H4.0、C0.6	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W3.0、H5.0、C0.6	2.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W2.0、H5.0、C0.6	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W4.0、H5.0、C0.5	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W3.5、H4.5、C0.5	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W1.0、H1.0、C0.5	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W2.5、H3.0、C0.5	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W1.5、H2.5、C0.5	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W3.0、H4.0、C0.4	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W1.5、H2.0、C0.4	1.0	本			

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	植栽撤去	伐根共 W2.0、H2.0、C0.3	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W1.5、H3.0、C0.2	1.0	本			
	植栽撤去	伐根共 W1.5、H1.5	1.0	本			
	既存給水引込閉栓	閉栓(サドル分水栓75×20) 既存管20撤去、土工事共	1.0	ヶ所			
米	U字溝撤去	U180	59.4	m			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
⑥	解体工事	⑥米沢団地2号棟 木造 36.40㎡×1タイプ	対象外				
	木造下屋解体	屋根面積	28.3	㎡			
	スチール倉庫撤去	屋根面積	3.5	㎡			
	照明器具撤去	450 φ	1.0	ヵ所			
	カーテン撤去	2000*2300	1.0	ヵ所			
	電柱撤去	200 φ 5.0m	1.0	ヶ所			
	風呂桶撤去	700*800*650 ポリ製	1.0	ヵ所			
	スノコ撤去	850*550*220 木製	1.0	台			
	下足入れ撤去	750*400*1000	1.0	台			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
⑦	解体工事	⑦米沢団地3-イ・3-ロ号棟 木造 31.90㎡×2タイプ	対象外				
	木造下屋解体	屋根面積	8.6	㎡			
	コンクリート土間撤去	t50	1.0	㎡			
	コンクリートブロック撤去		20.0	個			
	風呂桶撤去	700*800*650 ポリ製	1.0	カ所			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
⑧	解体工事	⑧米沢団地5・6号棟 木造 31.90㎡×2タイプ	対象外				
	木造下屋解体	屋根面積	7.9	㎡			
	スチール枠撤去	C-70*40*3 2500*800*700	1.0	ヶ所			
	金属製煙突撤去	3.5m	1.0	ヵ所			
	金属製煙突撤去	1.5m	1.0	ヵ所			
	風呂桶撤去	700*800*650 ポリ製	1.0	ヵ所			
	スノコ撤去	850*700*200 木製	1.0	台			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
その他	その他外構工事		対象外				
米	根切り		85.5	m ³			
米	発生土運搬処分	積込、転圧共 1.0km ダンプトラック4t	85.5	m ³			
米	砕石地業	RB-40 転圧共	427.4	m ²			
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	直接工事費	解体工事 ⑤⑥⑦⑧ 運搬処分費	対象内				
5	運搬処分費		1.0	式			運搬費計 処分費計
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5	運搬処分費						
	コンクリート運搬費		9.1	m3			解体代価 1
	木材類運搬費		26.0	m3			解体代価 2
	金属金物類運搬費		0.0	m3			スクラップ扱いの為計上なし 解体代価 3
	解体系混合物運搬費	畳含	58.9	m3			解体代価 4
	石膏ボード類運搬費		0.0	m3			解体代価 5
	アスベスト建材運搬費		0.3	m3			解体代価 6
	コンクリート処分費		14.0	t			解体代価 7
	木材類処分費		26.0	m3			解体代価 8
	金属金物類処分費		0.0	t			解体代価 9
	解体系混合物処分費	畳含	58.9	m3			解体代価 10
	石膏ボード類処分費		0.1	m3			解体代価 11
	アスベスト建材処分費		0.3	m3			解体代価 12

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	アスファルト類運搬費		0.0	m3			解体代価 13
	瓦礫類運搬費		21.5	m3			解体代価 14
	アスファルト類処分費		0.0	t			解体代価 15
	瓦礫類処分費		21.5	m3			解体代価 16
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
I	直接工事費	解体工事 ⑤⑥⑦⑧その他外構 運搬処分費	対象外				
5	運搬処分費		1.0	式			運搬費計 処分費計
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
5	運搬処分費						
	コンクリート運搬費		0.0	m3			解体代価 1
	木材類運搬費		0.0	m3			解体代価 2
	金属金物類運搬費		0.0	m3			スクラップ扱いの為計上なし 解体代価 3
	解体系混合物運搬費	畳含	4.5	m3			解体代価 4
	石膏ボード類運搬費		0.0	m3			解体代価 5
	アスベスト建材運搬費		0.0	m3			解体代価 6
	コンクリート処分費		0.0	t			解体代価 7
	木材類処分費		0.0	m3			解体代価 8
	金属金物類処分費		0.2	t			解体代価 9
	解体系混合物処分費	畳含	4.5	m3			解体代価 10
	石膏ボード類処分費		0.0	m3			解体代価 11
	アスベスト建材処分費		0.0	m3			解体代価 12

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
	アスファルト類運搬費		0.0	m3			解体代価 13
	瓦礫類運搬費		0.0	m3			解体代価 14
	アスファルト類処分費		0.0	t			解体代価 15
	瓦礫類処分費		0.0	m3			解体代価 16
	計						

本 工 事 費 内 訳 書							
番 号	名 称	品 質 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
Ⅱ	共通仮設費	解体工事 ⑥⑦⑧ 積上げ分					
	アスベスト調査費	3棟分-和室 壁	3.0	ヶ所			
	合計					0	
					＝	0	

代 価 番 号 (2)					備 考		
一 位 代 価 表					10t車、片道25Km		
名 称 木材類運搬費					(1.0 式)		
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)							
名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
運搬費			m3	1.000			
計							
改 め 計					÷		/1.0

代 価 番 号 (4)					備 考 10t車、片道25Km (1.0 式)		
一 位 代 価 表							
名 称 廃プラスチック運搬費							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)							
名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
運搬費			m3	1.000			
計							
改 め 計					÷		/1.0

代 価 番 号 (5)					備 考		
一 位 代 価 表					10t車、片道25Km		
名 称 石膏ボード類運搬費					(1.0 式)		
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)							
名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
運搬費			m3	1.000			
計							
改 め 計					÷		/1.0

代 価 番 号 (6)					備 考		
一 位 代 価 表					10t車、片道25Km		
名 称 アスベスト建材運搬費							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)					(1.0 式)		
名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
運搬費			m3	1.000			
計							
改 め 計					≡		/1.0

代 価 番 号 (7)					備 考		
一 位 代 価 表							
名 称 コンクリート処分費(中間処理)							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)					(1.0 式)		
名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
処分費			t	1.000			
計							
改 め 計					≡		/1.0

代 価 番 号 (8)					備 考		
一 位 代 価 表							
名 称 木材類処分費(中間処理)							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)					(1.0 式)		
名 称	規 格・寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
処分費			m3	1.000			
計							
改 め 計					≡		/1.0

代 価 番 号 (9)					備 考		
一 位 代 価 表							
名 称 金属金物類処分費(中間処理)							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)					(1.0 式)		
名 称	規 格・寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
処分費			t	1.000			
計							
改 め 計					≡		/1.0

代 価 番 号 (10)					備 考		
一 位 代 価 表							
名 称 廃プラスチック処分費(中間処理)							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)					(1.0 式)		
名 称	規 格・寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
処分費			m3	1.000			
計							
改 め 計					≡		/1.0

代 価 番 号 (11)					備 考		
一 位 代 価 表							
名 称 石膏ボード類処分費(中間処理)							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)					(1.0 式)		
名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
処分費			m3	1.000			
計							
改 め 計					≡		/1.0

代 価 番 号 (12)					備 考		
一 位 代 価 表							
名 称 アスベスト建材処分費							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)					(1.0 式)		
名 称	規 格・寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
処分費			m3	1.000			
計							
改 め 計					≡		/1.0

代 価 番 号 (13)					備 考		
一 位 代 価 表					10t車、片道25Km		
名 称 アスファルト類運搬費							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)					(1.0 式)		
名 称	規 格・寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
運搬費			m3	1.000			
計							
改 め 計					≡		/1.0

代 価 番 号 (14)					備 考		
一 位 代 価 表					10t車、片道25Km		
名 称 瓦礫類運搬費					(1.0 式)		
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)							
名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
運搬費			m3	1.000			
計							
改 め 計					÷		/1.0

代 価 番 号 (15)					備 考		
一 位 代 価 表							
名 称 アスファルト類処分費(中間処理)							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)					(1.0 式)		
名 称	規 格・寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
処分費			t	1.000			
計							
改 め 計					≡		/1.0

代 価 番 号 (16) 一 位 代 価 表					備 考		
名 称 瓦礫類処分費							
一 金 円也 (単 位 1.0 式 当 り)							
名 称	規 格 ・ 寸 法	数 量 計 算	単 位	数 量	単 価	金 額	単 価 根 拠
処分費			m3	1.000			
計							
改 め 計					≡		/1.0

特記仕様書（解体工事）

I 工事概要

1. 工事名 町営米沢団地解体工事(2号棟外2棟)
2. 工事場所 茨城県東茨城郡城里町石塚 2359 番地（米沢団地）
3. 敷地面積 -
4. 建設工事その他概要（建物名称、構造、階数、建築面積、延べ面積、各階床面積、等）
 - (1) 工事範囲 米沢団地 3 棟 及び外構
 - (2) 建物概要

- | | | |
|-----------------|------------------------------|-------|
| ⑥米沢団地 2 号棟 | 36.40 m ² ×1 戸タイプ | 木造平屋建 |
| ⑦米沢団地 3-イ、3-ロ号棟 | 31.90 m ² ×2 戸タイプ | 木造平屋建 |
| ⑧米沢団地 5・6 号棟 | 31.90 m ² ×2 戸タイプ | 木造平屋建 |

その他 外構（範囲は図面参照）

5. 別途工事

・
・
・

(H14.05.30 作成)	(H27.05.15 改定)	(R03.04.30 改定)
(H15.06.01 改定)	(H28.04.25 改定)	(R04.05.15 改定)
(H17.10.01 改定)	(H29.04.25 改定)	(R05.05.15 改定)
(H19.07.01 改定)	(H30.04.25 改定)	(R06.05.15 改定)
(H25.05.15 改定)	(H31.04.25 改定)	(R07.05.15 改定)
(H26.05.15 改定)	(R02.04.30 改定)	

Ⅱ 解体工事仕様

1. 共通事項

(1) 図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下部仕様書等のうち、☐を付けたものを適用する。

☐ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）（以下、「解体共通仕様書」という。）

☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「標準仕様書」という。）

☐ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）

・ 公共建築木造工事標準仕様書（令和4年版）（以下、「木造標準仕様書」という。）

2. 特記事項

(1) 項目は、番号に☐印の付いたものを適用する。

特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。

◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

◎印と☒印の付いた場合は、共に適用する。

(2) 特記事項に記載の＜ ＞内表示番号は、解体共通仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

(3) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

(4) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の該当項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項															
1 共通事項	1 リサイクルの優先順位	(1)発生抑制の徹底 (2)現場分別の徹底 (3)再使用の徹底 (4)再資源化・再生資材利用の徹底 (5)適正処理の徹底 (再資源化に係る作成書類は、付記事項の6を参照)															
	2 石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（町営南団地解体設計業務 アスベスト含有建材調査報告書） ※分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 <table><tr><th>材料名</th><th>定性分析方法</th><th>定量分析方法</th></tr><tr><td></td><td>(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)</td><td>(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)</td></tr><tr><td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr><tr><td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr><tr><td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr></table> サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ※図示による ・	材料名	定性分析方法	定量分析方法		(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)
	材料名	定性分析方法	定量分析方法														
		(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)														
		・ (箇所)	・ (箇所)														
	・ (箇所)	・ (箇所)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															
3 施工数量調査	<1.5.2> ・行う 調査範囲 ※図示による 調査方法 ※図示による ◎行わない																
4 技能士	<1.6.2> <table><tr><th>工事項目</th><th>技能検定職種</th><th>技能検定作業</th></tr><tr><td>仮設工事</td><td>とび</td><td>・とび作業</td></tr></table>	工事項目	技能検定職種	技能検定作業	仮設工事	とび	・とび作業										
工事項目	技能検定職種	技能検定作業															
仮設工事	とび	・とび作業															
5 契約直後・施工中の提出書類	契約書、解体共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、契約時又は施工中に以下の書類を監督員に提出する。 契約直後に提出する書類 ☒コリンズへの登録が確認できる書類（付記事項2参照） ☒火災保険等（法定外の労災保険を含む）に加入したことを証明できる書類 ◎建設業退職金共済制度の掛金収納書提出用台紙（様式第033号） ☒その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数 施工中に提出する書類 ☒施工体制台帳の写し ☒施工体系図の写し ☒コリンズへの変更・訂正登録が確認できる書類（付記事項2参照） ☒産業廃棄物処理関係書類(産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し、産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し等) ☒産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ◎建設副産物実態調査に関する出力調査票 ☒その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数																

章	項 目	特 記 事 項																																			
	6 完成時の提出書類	(1.7.1～1.7.3) (表 1.7.1) 契約書、解体共通仕様書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、完成時に以下の書類を監督員に提出する。 ※完成図 ・作成する 提出書類及び部数 <table><tr><td>・原図（・A1</td><td>・A2</td><td>・A3)</td><td>部数</td><td>1部</td></tr><tr><td>※製本（・A1</td><td>・A2</td><td>※A3)</td><td>部数</td><td>1部</td></tr><tr><td>※CAD データ（JWW 形式）</td><td></td><td></td><td>部数</td><td>CD-R（1枚）</td></tr></table> ※作成しない ☒写真 <table><tr><th>適用</th><th>内容</th><th>枚数</th><th>提出方式</th><th>部数</th></tr><tr><td>☒</td><td>工事写真</td><td>適宜</td><td>電子データ（JPEG 形式）</td><td>CD-R（1枚）</td></tr><tr><td>☒</td><td>完成写真（支払用：内外観）</td><td>各 2 枚以上</td><td>A4 版</td><td>1 部</td></tr><tr><td>・</td><td>完成写真</td><td>適宜</td><td>・カラー印画紙キャビネ判アルバム綴じ ・電子データ</td><td>・1 部 ・CD-R</td></tr></table> カラー印画紙キャビネ判アルバム綴じは黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300 程度とする 完成写真（カラー印画紙キャビネ判アルバム綴じ）の撮影業者 ※建築完成写真の撮影実績のある者で、監督員が承諾する撮影業者 ・保全に関する資料 部数 ※ 1 部 ☒コリンズへの完成登録が確認できる書類（付記事項 2 参照） ◎建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第 031 号） ☒その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数	・原図（・A1	・A2	・A3)	部数	1部	※製本（・A1	・A2	※A3)	部数	1部	※CAD データ（JWW 形式）			部数	CD-R（1枚）	適用	内容	枚数	提出方式	部数	☒	工事写真	適宜	電子データ（JPEG 形式）	CD-R（1枚）	☒	完成写真（支払用：内外観）	各 2 枚以上	A4 版	1 部	・	完成写真	適宜	・カラー印画紙キャビネ判アルバム綴じ ・電子データ	・1 部 ・CD-R
・原図（・A1	・A2	・A3)	部数	1部																																	
※製本（・A1	・A2	※A3)	部数	1部																																	
※CAD データ（JWW 形式）			部数	CD-R（1枚）																																	
適用	内容	枚数	提出方式	部数																																	
☒	工事写真	適宜	電子データ（JPEG 形式）	CD-R（1枚）																																	
☒	完成写真（支払用：内外観）	各 2 枚以上	A4 版	1 部																																	
・	完成写真	適宜	・カラー印画紙キャビネ判アルバム綴じ ・電子データ	・1 部 ・CD-R																																	
	7 埋蔵文化財	・文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内 ※掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、教育庁文化課担当と協議を行うこと。 ※掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。																																			

章	項 目	特 記 事 項
2 仮設工事	1 足場その他	足場を設ける場合には、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（厚生労働省平成21年4月24日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の（2）手すり据置き方式又は（3）手すり先行専用足場方式により行う。
	2 騒音・粉じん等の対策	＜2.2.1＞ ・ 防音パネル （足場等の設置範囲及び高さ ※図示 ・ ） ◎防音シート ・
	3 監督員事務所	＜2.3.1＞ ・ 設ける 規模： m²程度 仕上げる程度： 程度 備え付ける備品： ・ 机 脚 ・ 椅子 脚 ・ ロッカー 台 ・ 書棚 台 ・ ホワイトボード ・ 製図板 ・ 掛時計 ・ 寒暖計 ・ ゴム長靴 ・ 雨合羽 ・ 保護帽 ・ 懐中電灯 ・ 安全帯 ・ 受注者加入電話の子機 ・ 暖冷房機 ・ 消火器 ・ 湯沸器 ・ 掃除具 ・ その他（ ） ※設けない
	4 工事用水	構内既存の施設 ・ なし ☒あり （◎利用できる（有償） ・ 利用できない）
	5 工事電力	構内既存の施設 ☒なし ・ あり （・ 利用できる（有償） ・ 利用できない）
	6 工事看板	＜2.3.1＞ ※設置する 設置の場所（ ・ ） 記載事項（※工事番号 ※工事名称 ※発注者 ※設計者 ※監理者 ※工期 ※施工者） 大きさ（※H900mm×W1800mm 程度 ・ ） ・ 設置しない
	7 散水設備	場内から土ほり等が発生しないように散水等を行う。 排水先等も事前に検討し、周辺へ悪影響のないようにする。

章	項 目	特 記 事 項											
3 解体施工	1 浄化槽、排水槽等	<3. 2. 1> 汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 ◎行う ・ 行わない											
	2 杭の解体	<3. 9. 2> ・ 行う ・ 行わない 杭の解体工法 ・ 引抜き工法 引抜いた杭の処理（※図示による ・ ） ・ 破砕による解体											
	3 樹木等	<3. 11. 1> 樹木の伐採伐根及び移植 ◎行う（※図示による ・ ）											
	4 地下埋設物・埋設配管	<3. 12. 1> 地下埋設物及び埋設配管の解体 ◎行う（※図示による ◎閉栓場所まで ）											
	5 設備機器等	<3. 2. 1> 解体事前処理（油類タンク） ・ 機械設備図による ・ 下記による ・ 解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壤に流失させないように注意する。 ・ 燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中和処理を行う。 解体事前処理（冷媒） 冷媒を屋外機にポンプダウンした後撤去を行う機器 ・ 機械設備図による ・ 冷媒を回収した後撤去を行う機器 ・ 機械設備図による ・											
	6 照明設備等	<3. 10. 1> 電柱の撤去 ◎行う（※図示による ・ ） ・ 行わない 外灯の撤去 ◎行う（※図示による ・ ） ・ 行わない											
	7 建設発生土の処理	※構外搬出適切処理 ・ 構内指示の場所に堆積 ・ 構内指示の場所に敷き均し 構外搬出の場合は、原則として 50km 範囲内の他の建設工事へ搬出するものとする。 なお、他の工事との受け入れ時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場（ストックヤードを含む）に搬出することを妨げない。 ※建設発生土の再利用 <table><tr><th>処理方法</th><th>搬出先</th></tr><tr><td>・ 現場内利用</td><td>仮置き場所住所 （ ） 借地 ・ 有り ・ 無し</td></tr><tr><td>・ 工事間流用</td><td>相手工事番号及び名称 （ ） 住所 （ ）</td></tr><tr><td>・ 捨土 （公共用地）</td><td>管理者名 （ ） 住所 （ ）</td></tr><tr><td>◎ストックヤード</td><td>ストックヤードの名称 （三角グ ラウンド ストックヤード） 住所 （ 東茨城郡城里町石塚地内 ）</td></tr><tr><td>・ 未確定</td><td>相手工事番号及びの名称 （ ）(予定) 住所 （ ）</td></tr></table>	処理方法	搬出先	・ 現場内利用	仮置き場所住所 （ ） 借地 ・ 有り ・ 無し	・ 工事間流用	相手工事番号及び名称 （ ） 住所 （ ）	・ 捨土 （公共用地）	管理者名 （ ） 住所 （ ）	◎ストックヤード	ストックヤードの名称 （三角グ ラウンド ストックヤード） 住所 （ 東茨城郡城里町石塚地内 ）	・ 未確定
処理方法	搬出先												
・ 現場内利用	仮置き場所住所 （ ） 借地 ・ 有り ・ 無し												
・ 工事間流用	相手工事番号及び名称 （ ） 住所 （ ）												
・ 捨土 （公共用地）	管理者名 （ ） 住所 （ ）												
◎ストックヤード	ストックヤードの名称 （三角グ ラウンド ストックヤード） 住所 （ 東茨城郡城里町石塚地内 ）												
・ 未確定	相手工事番号及びの名称 （ ）(予定) 住所 （ ）												

章	項 目	特 記 事 項						
		土質 ・ ローム ・ シルト ・ 砂質土 ・ レキ質土 ・ 土量 m³ (地山換算土量) 片道運搬距離 km 条件 (昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等) ・ 現場内利用を行う場合、現場外に仮置き場を設けて時期調整を行い、周辺環境に配慮し必要な措置を講じること。 工事間流用を行う場合、相手工事の受注者と綿密に協議を行うこと。 工事間流用、捨土の場合、搬出手続き等は監督員の指示による。 ストックヤードに搬出する場合は、付記事項の3を参照。						
8	建設汚泥	※工事現場から 50km 範囲内に再資源化施設があるときは、原則として再資源化施設に搬出するものとする。 なお、工事現場から 50km 以内に再資源化施設がない場合においては、焼却施設、脱水施設や乾燥施設に搬出し減量化を行うものとする。 <table><tr><th>処理方法</th><th>搬出先</th></tr><tr><td>・ 再資源化施設</td><td>施設名称 () 施設住所 ()</td></tr><tr><td>・ 他工事に搬出 (個別指定制度)</td><td>利用方法 () 相手工事番号及び名称 番号、名称 () 住所 () 相手工事受注者 名称 () 住所 () TEL () 処理施設の設置箇所 () 処理施設の処理能力等 ()</td></tr></table> 搬出量 m³ (地山換算数量) 片道運搬距離 km 搬出条件 (昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法令・条例、改良の度合等) ・ 上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。 他工事に搬出する場合、処理施設の設置、個別指定制度の指定を受ける手続きが必要となるため、事前に監督員と十分に協議し、環境部局等に関係法令の手続きを行うこと。	処理方法	搬出先	・ 再資源化施設	施設名称 () 施設住所 ()	・ 他工事に搬出 (個別指定制度)	利用方法 () 相手工事番号及び名称 番号、名称 () 住所 () 相手工事受注者 名称 () 住所 () TEL () 処理施設の設置箇所 () 処理施設の処理能力等 ()
処理方法	搬出先							
・ 再資源化施設	施設名称 () 施設住所 ()							
・ 他工事に搬出 (個別指定制度)	利用方法 () 相手工事番号及び名称 番号、名称 () 住所 () 相手工事受注者 名称 () 住所 () TEL () 処理施設の設置箇所 () 処理施設の処理能力等 ()							
9	解体後の整地	<3.13.1> 解体後の埋戻し及び盛土 ◎行う 整地高さ ◎現状 GL ・ 図示による 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類 ・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層 30cm 程度毎に締め固めること。 ・ 行わない 表層の砂利敷き (22.9.2) ※行わない ・ 行う (・ 砂利敷き B 種 ・)						

章	項 目	特 記 事 項
4 建設廃棄物の処理	1 一般事項	※コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊 コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出する。 なお「建設リサイクル法」の対象建設工事である場合は、距離に関係なく再資源化施設に搬出する。 ※建設発生木材 建設発生木材を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出する。 なお「建設リサイクル法」の対象建設工事である場合、工事現場から 50km 範囲内に再資源化施設がある場合は、再資源化施設に搬出するものとし、施設処理能力等により搬入困難な場合や範囲内に再資源化施設がない場合は、焼却施設などへ搬出し減量化を行う。 ※金属くず 鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線、分電盤、端子盤、電線管類等にあつては、原則として有価物として搬出する。 有価物として搬出できないものについては、産業廃棄物として再資源化施設に搬出する。 ※伐採、伐根材 伐採、伐根材を搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出する。 なお、再資源化施設がない場合や処理能力が不足しているなど特別な事情がある場合は焼却施設に搬出する。 ※刈り草、剪定枝 刈り草、剪定枝に関しては、原則として現場内での再生利用、その他の有効利用又は再資源化施設に搬出する。 なお、再資源化施設が現場より 40km 範囲以内でない場合や処理能力が不足しているなど特別な事情がある場合は、焼却施設に搬出する。

章	項 目	特 記 事 項			
2	再資源化等 (再資源化及び縮減)	<4.4.1>			
		建設廃棄物の種類	再資源化等をする施設	数量	備考
		◎コンクリート	名称 (大蔵生コンクリート(株)) 住所 (東茨城郡城里町下青山 970) 片道運搬距離 3.3km	・数量表	
		◎コンクリート及び鉄から成る建設資材	名称 (大蔵生コンクリート(株)) 住所 (東茨城郡城里町下青山 970) 片道運搬距離 3.3km	・数量表	
		◎木材	名称 ((一財)茨城県環境保全事業団) 住所 (笠間市福田 165 番 1) 片道運搬距離 13.8km	・数量表	※再資源化
		◎アスファルトコンクリート	名称 (大蔵生コンクリート(株)) 住所 (東茨城郡城里町下青山 970) 片道運搬距離 3.3km	・数量表	
		◎金属類	名称 ((一財)茨城県環境保全事業団) 住所 (笠間市福田 165 番 1) 片道運搬距離 13.8km	・数量表	※有価物として搬出できないものに限る
		・建設汚泥	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・小型二次電池	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		◎蛍光灯及び HID ランプ	名称 ((一財)茨城県環境保全事業団) 住所 (笠間市福田 165 番 1) 片道運搬距離 13.8km	・数量表	
		・硬質塩化ビニル管及び継手	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		◎ガラス	名称 ((一財)茨城県環境保全事業団) 住所 (笠間市福田 165 番 1) 片道運搬距離 13.8km	・数量表	
・木材 (縮減)	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	※縮減		
・					
・					
※鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線、分電盤、端子盤、電線管類等 ※有価物として搬出できる物にあっては、有価物として搬出する。 ・ 上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。					
3	再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	<4.4.1>			
		廃棄物の種類	数量	備考	
4	産業廃棄物広域認定制度の活用	<4.4.2>			
		廃棄物の種類	数量	備考	

章	項 目	特 記 事 項			
	5 最終処分する建設廃棄物	<4.4.3>			
		廃棄物の種類	最終処分場	数量	備考
			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。			
	6 処分に注意を要する建設廃棄物	<4.5.1>			
		廃棄物の種類	処分場、処分施設	数量	備考
		◎石綿含有大平板 ◎化粧バネ ◎ルーフィング	名称 (株MKシステム) 住所 (水戸市けやき台 3-28-5-305) 片道運搬距離 (22.3) km	・数量表	
		・ひ素・カドミウム含有せっこうボード	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・上記以外のせっこうボード	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		・CCA 処理木材	名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
			名称 () 住所 () 片道運搬距離 () km	・	
		上記の再資源化施設を指定するものでないが、上記以外の再資源化施設へ搬出する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。			

章	項 目	特 記 事 項
	4 PCB を含む 機器類	引渡しを要する機器類 ・ <5. 4. 1>
	5 PCB 含有 シーリング材	・ 除去処理工事 除去範囲 ※図示による 除去方法 ・「標準施工要領書（日本シーリング工事業協同組合連合会／日本シーリング 材工業会）」による <5. 4. 1>
	6 ダイオキシン 類	廃棄物の焼却施設の解体 解体方法 ・ 処分方法 ・ <5. 4. 1>

6

石綿含有建材の除去及び処理

1

石綿含有建材の除去工事

<6.1.3>

・石綿粉じん濃度測定

測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	・計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	・計 点
・	測定 4		セキュリティゾーン入口	・計 点
・	測定 5		集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	出口吹出し風速 1m/s 以下の位置 ・計 点
・	測定 6		処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	・計 点
・	測定 7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・計 点
・	測定 8	処理作業後 (シート撤去後 1 週間以降)	処理作業室内	・計 点
・	測定 9		調査作業室外部の付近	・計 点

測定方法

・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定 4 ・測定 5	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ 直径 (mm)	試料の吸引 流量 (L/min)	試料の吸引 時間 (min)
・測定 4 ・測定 5 ・	25	5	30
・測定 ・	47	10	120
・測定 ・	47	10	240
・測定 ・			

章	項 目	特 記 事 項
	2 石綿含有建材の処理	<6.3.1~6.3.3><6.4.1~6.4.4><6.5.1~6.5.4> ・石綿含有吹付け材の除去 - 除去対象範囲 ・ 図示による - 除去工法 ※解体工事共通仕様書 6.3.2 による - 除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固化 - 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（熔融施設または無害化処理施設） ・石綿含有保温材等（石綿含有けい酸カルシウム板第二種含む）の除去 - 除去対象範囲 ・ 図示による - 除去工法 ・ 手ばらし ・ 破碎して除去 - 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※湿潤化 ・ 固化 - 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（熔融施設または無害化処理施設） ◎石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外）の除去 - 除去対象範囲 ・ 図示による - 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有せっこうボード ※埋立処分（管理型最終処分場） ◎石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ◎中間処理（熔融施設または無害化処理施設） ・石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種）の除去 - 除去対象範囲 ・ 図示による - 隔離養生（負圧不要）方法 ・ ビニールシート等による養生を行う - 足場 ・ 図示による - 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（熔融施設または無害化処理施設） ・石綿含有建築用仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 - 除去対象範囲 ・ 図示による - 着工前の試験施工 ※行う ・ 行わない - 除去工法 ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度） ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100MPa 以上） ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度） ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100MPa 以上） ・ 超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用） - 除去した石綿含有建築用仕上塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（熔融施設または無害化処理施設）

章	項 目	特 記 事 項
	3 リフラクトリーセラミックファイバーの処理	除去処理対象物 ・ 除去対象範囲 ・図示による ・ 除去方法 ・図示による ・ 処分 ・埋立処分（安定型最終処分場） ・

章	項 目	特 記 事 項		
7 特殊な建設副産物の処理	1 施工調査	<7.1.3>		
		分析調査を行う特殊な建設副産物の種類	採取する部位・箇所等	備考
			部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所	
			部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所	
			部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所	
			部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所	
	2 回収及び処分	<7.3.1>		
		回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類	備考	
		・ フロン		
		・ 建材用断熱材フロン		
		・ ハロン		
		・ イオン化式感知器		
		・ 六ふっ化硫黄（SF6）ガス		
		・ PFOS（ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸））		
		・ 特定化学物質（ ）		
		・ その他の特殊な建設副産物（ ）		
		回収又は処分		
		・ 機械設備図による		
		・		

章	項 目	特 記 事 項
8 周辺建築物等調査	1 周辺建築物等調査	調査 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。 (一般的事項調査) 1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。 - 一 建物の敷地ごとに建物等（主たる工作物）の敷地内の位置関係 - 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面 - 三 建物等の所在及び地番並びに所有者の氏名及び住所 現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。 四 その他調査書の作成に必要な事項 (事前調査) 1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 - 一 基礎 - 二 軸部 - 三 開口部 - 四 床 - 五 天井 - 六 内壁 - 七 外壁 - 八 屋根 - 九 水回り - 十 外構 2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方向を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。 - 二 コンクリート布基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況（最大幅、長さ）を計測する。 - 三 基礎のモルタル塗り部分に剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況（大きさ）を計測する。 - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 3 軸部（柱及び敷居）に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 原則として、当該建物の工事箇所に最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。 - 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床（敷居）から1メートルの高さの点とする。 - 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。 - 四 計測の単位は、ミリメートルとする。 4 開口部（建具等）に建付不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 原則として、当該建物で建付不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。 - 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。 - 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び施錠不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。 - 四 計測の単位はミリメートルとする。 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 えん甲板張り等の居室（敷居の居室を除く。）について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。 - 二 床仕上げ材に亀裂及び縁切れ又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況（最大幅、長さ又は大きさ）を計測する。 - 三 束又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。 - 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメー

	トルとする。 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生してるときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。 7 内壁にちり切れ（柱及び内法材と壁との分離）が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度計測する。 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 原則として、すべて亀裂の計測をする。 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 - 三 亀裂が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。 9 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方向の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。 - 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。 10 屋根（庇、雨樋を含む。）に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする - 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。 - 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。 11 水廻り（浴槽、台所、洗面所等）に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 - 一 浴槽、台所、洗面所等の床、腰、壁面のタイル張りに亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。 - 二 給水、排水などの配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。 12 外構（テラス、コンクリート叩、ベランダ、犬走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物）に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じ、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。 (写真撮影) 1 事前調査に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることができるものとする。 撮影対象箇所を指示棒等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。 (1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名 (2) 損傷名及び損傷の程度（計測） (3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所 (事後調査) 1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状態及び程度の調査を行うものとする。 2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。 調査書の作成 受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。 (事前調査書及び図面) - 一 調査区域位置図 - 二 調査区域平面図 - 三 建物等調査一覧表 - 四 建物等調査書（平面図・立面図等） - 五 損傷調査書 - 六 写真集
--	---

(事前調査書及び図面の作成)

- 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。
- 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。
 - (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠（外壁）を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。
 - (2) 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。
- 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号（同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合）の順に建物等の所在及び地番、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。
- 四 建物等調査図（平面図・立面図等）は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。
 - (1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。
 - (2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面（東西南北）作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。
 - (3) その他調査図（基礎伏図、屋根伏図及び展開図）は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。
この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細（スケッチ）図を作成することが適当であると認めたものについては、スケッチにより調査図を作成する。
 - (4) 工作物の調査図は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。
- 五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称（室名）、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名（亀裂、沈下、傾斜等）及び程度（幅、長さ及び箇所数）を記載する。
- 六 写真は、撮影したものをカラーサービス判で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。

(事後調査書等の作成)

- 1 受注者は、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。

建物等調査一覧表

番号	建物用途（共同住宅戸数）	構造・階数	延べ床面積	調査範囲	備考
1				・外部・内部・外構	
2				・外部・内部・外構	
3				・外部・内部・外構	
4				・外部・内部・外構	

※共同住宅の内部調査については、各戸調査を行う

※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う

調査区域平面図 ※図示による ・

付記事項

1 適 用

- (1) 本付記事項は、標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。
- (2) 本付記事項、標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書（科目別内訳書まで）」のとおりとする。

2 コリンズ（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成時において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから監督員にメール送信し、速やかに監督員の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

3 本工事の発生土をストックヤード等に搬出・搬入する場合

- (1) 工事着手前に、ストックヤードの利用申込みを（城里町都市建設課）に対して行うこと。
- (2) 事前にストックヤードに搬出する土砂の土質試料を採取し、必要な試験を行うとともに、その結果を城里町都市建設課へ提出すること。
- (3) 搬出する10日以上前に、城里町都市建設課と運搬経路、工程等について打ち合わせを行うこと。
- (4) このほかストックヤード利用の詳細については城里町都市建設課と協議のこと。
- (5) 受注者は、発生土をストックヤードへ搬出する場合は、城里町都市建設課へ受領書の交付を求めること。
また、ストックヤードから搬入した場合は受領書を発行し、城里町都市建設課へ提出すること。
- (6) 発生土を工事間流用する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。また、搬入した場合は受領書を発行すること。
- (7) 発生土を公共埋立地へ搬入する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。
- (8) 発生土を事業地において搬出・搬入する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。また、搬入した場合は受領書を発行すること。

4 発生土搬出に伴う市町村への通知

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、様式1により搬出前に搬出先市町村の発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・E-mail等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

- ① 工事件名、工事概要、工事場所
- ② 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
- ③ 工事受注者名、現場代理人名、連絡先

- ④ 建設発生土の運搬業者名
- ⑤ 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
- ⑥ 建設発生土の発注場所から受入地までの運搬経路
- ⑦ 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- ⑧ 建設発生土の土質（砂質、ローム等）、土量（ m^3 ）

5 排出ガス対策型建設機械使用の原則化

受注者は、工事の施工にあたり下表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 29 年 5 月改正 法律第 41 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成 28 年 8 月 30 日付国総環リ第 6 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

6 建設副産物

（1）法令順守

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、「茨城県建設リサイクルガイドライン」（茨城県土木部、令和 6 年 3 月）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

（2）再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

（3）再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。なお、資源有効利用促進法省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手続き（土壌汚染対策法や条例の届出の要否等）を確認し、結果を確認結果票へ記載し、現場へ掲示すること。

（４）実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

（５）建設副産物情報交換システム（COBRIS（コブリス））

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画書作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。

（６）計画書の保存

計画書及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後５年間保存するものとする。

７ VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度の測定

設計図書等に室内濃度の測定を明記した室の、VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。

ただし、指針値を超えた場合は、監督員と協議し所要の対策を講じること。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm)
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm)
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm)
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)

（参考）

パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)
------------	---

注）ppm：100 万分の 1

８ セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する措置

普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材を使用した改良土から条件によっては、六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあるため、施工にあたっては下記のとおり取り扱う。

- ① セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、監督員の承諾した方法により、現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じる。
- ② セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、監督員の承諾した方法により、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。

９ 不正軽油の使用禁止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 現場で不正軽油を使用しないこと。
- ② 現場で不正軽油を使用させないこと。

- ③ 不正軽油を購入しないこと。
- ④ 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- ⑤ 下請契約の相手方、または燃料購入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- ⑥ 県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には現場代理人が立ち会うこと。
- ⑦ 当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

10 低入札価格調査制度の対象工事（予定価格が5,000万以上の請負工事を対象とする。）

- (1) 本工事は、低入札価格調査制度の適用対象工事である。
- (2) 低入札価格調査制度の調査対象者となった場合には、入札した価格で契約内容が履行可能であることを、発注者に対して合理的に説明しなければならない。なお、合理的な説明がない場合には、履行不能と判断し、失格とする。
- (3) 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者の求めに応じ、低入札価格調査に係る資料を作成し、提出しなければならない。
- (4) 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者から低入札価格調査に係るヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- (5) 低入札価格調査の結果、落札することとなった者は、確実な業務履行、調査内容に整合した工事の施工を確約する確約書を、発注者に対し、契約をする時に提出しなければならない。
- (6) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、調査内容と実際の施工との整合性を発注者が確認する際に、これに協力しなければならない。なお、調査時に提出した下請予定者と実際の下請負人が異なる場合には、発注者の指示する様式により理由書を提出しなければならない。
- (7) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、施工体制台帳、下請負人通知書、施工計画書の提出に際し、発注者から、その内容の詳細についてヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- (8) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、監督員が監督業務を行う際、主任技術者または監理技術者を立ち合わせなければならない。なお、低入札価格調査を経て契約した工事については、発注者による重点的な監督業務や厳格な検査が実施されることから、同種同規模程度の工事に比べ、監督や検査の頻度が増える等の措置が行われることとなる。
- (9) 低入札価格調査を経て契約した受注者が（6）、（7）に基づく確認作業に協力しない場合や、確認の際に虚偽の説明をした場合、または低入札価格調査時の説明内容と実施状況が大きく乖離している場合等には、契約違反等があったものとして指名停止等の措置を行うことがある。

11 低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化

受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として、「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。

- ① 受注者は、監督員の求めに応じて、茨城県建設工事施工適正化指針及び建設工事請負契約書に定める下請負人通知書、施工体制台帳、再下請負通知書及び施工体系図を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- ② 受注者は、標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- ③ 受注者は、監督員が当該工事の監督業務を行う際は、主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならない。なお、監督員からその内容の説明を下請負人へも行う場合があるので、受注者は了知すると

もに、下請負人に対し周知しなければならない。

12 過積載の防止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ さし柵装着車、物品積載装置及び突入防止装置等の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- ⑤ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- ⑥ 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為（過積載、さし柵装着車や不正表示車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑦ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑧ 下請契約の相手方や資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

13 隣接工事との共通仮設費の調整

本工事を 工事（隣接工事の工事番号及び工事名）の受注者と同一の者が落札した場合には、施工計画の内容により、共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）について調整する場合があります。

14 暴力団関係者等の排除について

- ① 町が発注する建設工事等の契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下「暴力団等」という。）と下請契約をしてはならない。
- ② 町が発注する建設工事等の契約を履行するにあたり、暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- ③ 町が発注する建設工事等において、暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否するとともに、その旨直ちに発注者等に報告し、併せて所轄の警察署に届け出ること。

15 現場代理人の兼務について

- (1) 本工事の受注者は、本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面（様式第1号（第5条関係））により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。なお、兼務が可能な工事は、下記に該当する工事とする。また、他の公共団体等の発注する工事との兼務については、当該発注者が認める場合に限り、兼務できるものとする。
 - ① 予定価格が4,000万円（消費税及び地方消費税を含む額。以下同じ）未満の2件までの工事に係る兼務であるとき。ただし、同一現場内の工事に限り3件までとする。
- (2) 兼務に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。
- (3) 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となるときは、連絡員が当該現場に常駐しなければならない。
- (4) 兼務に係る工事について、安全管理や工程管理等の施工管理体制に不備が生じた場合は、当該現場代理人の兼務は取り消され、常駐できる現場代理人を選定しなければならない。その後の当該受注者に係る城里町

発注工事においては、新たな現場代理人の兼務を4ヶ月間認めない。

16 債務負担行為に係る契約の特記事項

(1) 債務負担行為に係る契約の特則

建設工事請負契約書第40条関係

各会計年度における請負代金の支払の限度額

年度 %

年度 %

(割合は、請負代金総額に対するもの)

(2) 債務負担行為に係る契約の前払金の特則

建設工事請負契約書第41条関係

①前払金の算定方式

契約会計年度分＝(当該年度の出来高予定額)×(前払金の割合)

翌会計年度分＝(当該年度の出来高予定額)×(前払金の割合)

(前払金の割合)

4割以内

②本工事においては、契約会計年度に翌会計年度分の前払金相当分を含めて支払を請求することができるものとする。

17 成果品の電子納品について

- (1) 完成図(JWW形式)、工事写真(JPEG形式)等を収録したCD-Rについては、必ずウィルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、新しいウィルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウィルスパターンファイルの更新を行うものとする。
- (3) ウィルスチェックは、ウィルス存在の有無の確認、駆除を確実に行うために、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果品、電子成果品格納後の電子媒体で、計2回行うようにすること。
- (4) CD-Rのレーベル面には下記の項目を直接印字すること(油性ペンによる手書きも可とする)。

記載項目	記載例
工事番号	第〇〇-〇〇-〇〇〇-〇-〇〇〇号
工事名	〇〇高校〇〇改修工事
作成年月	令和〇〇年〇〇月
発注者名	城里町長 上遠野 修
受注者名	(株)〇〇建設
ウィルスチェックに関する情報	ウィルス対策ソフト名：〇〇〇 ウィルスパターンファイル：令和〇〇年〇〇月〇〇日版 チェック年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
フォーマット形式	フォーマット形式：Joliet

18 ゴム製品等の品質確認等

- (1) 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下「ゴム製品等」という。)を用いる場合には、ゴム製品等に対して第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

製品及び材料名(代表的なゴム製品等の例)

防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね 建築免震ゴム
芝保護材	スーパーガードU
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め（ガードコーン） 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	ゴムシート防水 ウレタン塗膜防水 FRP防水 トーチ工法

(2) 必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名計測項目	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化試験熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

(3) (1) により第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

19 週休2日制促進工事（受注者希望型）（予定価格が3,000万円以上の請負工事を対象とする。）

- (1) 本工事は、「城里町が発注する週休2日制促進工事の実施要領」（以下、要領という。）第5条第1項第2号に基づく受注者希望型の週休2日制促進工事である。
- (2) 週休2日制に取組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制（月単位）のいずれかの形式を受発注者協議により決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- (3) 前項により、要領第2条第1項に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者（以下、本条において「受注者」という。）は、週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制（月単位）の場合は、月単位で28.5%（2/7）の日数を現場閉所日とすること。（2/7未満または2/7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、建設工事請負契約第19条、第22条及び第24条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- (4) 受注者は、週休2日制による施工について、下請け企業等の理解を得たうえで実施すること。
- (5) 受注者の都合により、要領第3条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制（月単位）の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- (6) 受注者は、週休2日制で施工することについて、設置する工事看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- (7) 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出日まで、全ての確認を受けること）。

① 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）

- ②下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）
- ③月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制（月単位）のみ、①、②に基づき現場閉所日を集計した資料等）
- （8）発注者は、現場閉所日確保率に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」（茨城県土木部営繕課のホームページにて公表）による。

現場閉所日確保率	100%以上
補正係数	1.04

2.0 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するために保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

2.1 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年1月25日厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、腰ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。

2.2 工事写真の撮影及び整理について

本工事の写真の撮影及び整理は、「営繕工事写真撮影要領」（令和元年6月11日 茨城県土木部営繕課作成（以下、本条において「要領」という。））による。この要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

2.3 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

- （1）本工事の写真の撮影及び整理にあたり、電子小黑板の使用を希望する場合は、工事打合せ書等により協議し、使用する機器・ソフトウェア等について監督員の承諾を得ること。
- （2）電子小黑板の使用については、「営繕工事における小黑板情報電子化の運用について」（令和5年4月1日 茨城県土木部営繕課（以下、本条において「運用」という。））による。この運用は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

2.4 舗装版の切断時に発生する排水の適正な処理について

- （1）舗装版切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収すること。
- （2）回収された排水については、法令等に基づき適正に処理すること。
- （3）必要経費（処分費、運搬費）については当初、予定価格の算定に当たり計上していないが、当該排水は建設資材廃棄物に該当するため、適正な処理方法について選定し、監督員と協議すること。なお、濁水の処分費、運搬費については、設計変更の対象とする。
- （4）「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。
- （5）受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員から請求があった場合は提示しなければならない。

2 5 猛暑による作業不能日数の工期への加算

本工事は、猛暑による作業不能日数を工期に加算している。

- ① 猛暑による作業不能日数：10 日間
- ② 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数が①で見込んでいた日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

建設発生土搬出のお知らせ

年 月 日

殿

会 社 名 :
現 場 代 理 人 名 :

下記のとおり、貴市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督職員又は担当者名	
連 絡 先	
工 事 受 注 者 名	
担 当 者 名 ・ 連 絡 先	
建 設 発 生 土 の 運 搬 業 者	
建 設 発 生 土 の 受 入 先 名 等	
住 所	
建 設 発 生 土 の 運 搬 経 路	(別添図面のとおり)
建 設 発 生 土 の 搬 出 時 期	
建 設 発 生 土 の 土 質 ・ 土 量	土質： 土量： m ³

本様式は、建設発生土を 100 m³以上搬出する場合用いる。

様式第1号（第5条関係）

		課 長	課長補佐	係 長	係

年 月 日			
現場代理人兼務届			
城里町長 様		受注者名	
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期			
請 負 金 額			
現 場 代 理 人	氏名	連絡先	
連 絡 員	氏名	連絡先	
上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人を兼務します。 なお、兼務する双方の工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理、工程管理等万全を期し、万一施工が不適切と判断されたときは、兼務の取消しをされてもいかなる異議を申しません。			
工 事 名			
工 事 場 所			
工 期			
請 負 金 額			
現 場 代 理 人	氏名	連絡先	
連 絡 員	氏名	連絡先	
連絡員は、建設業許可における営業所の専任技術者、経営管理責任者、又は他の工事の現場代理人、主任技術者及び連絡員ではありません。			
年 月 日			
◎ 現場代理人を兼務することを承認します。 会社名 代表者名 様 城里町長 国			

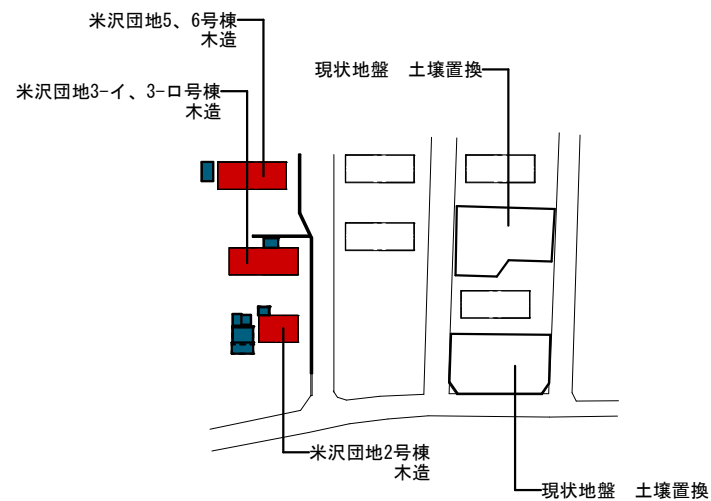
※ 添付書類：上記2つの工事に係る位置図，工程表及び連絡員の雇用関係を証明するもの。

町宮米沢団地解体工事設計図

令和7 年

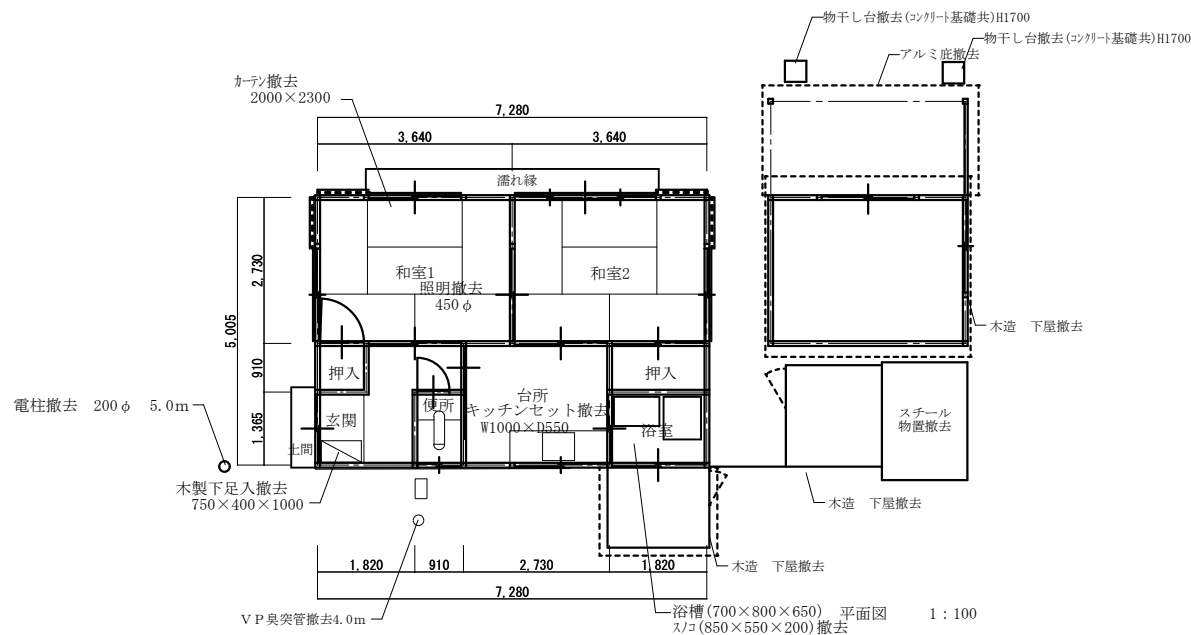
城里町 町営米沢団地解体工事

[illegible]



配置図

- 解体建物を示す
- 建物附帯外構撤去部分
- その他外構撤去部分

[illegible]

外装
屋根：セ
外壁：下メ
基礎：鉄
木製：筋

ン
ト
瓦張
葺り
（野
地
板
下
地）

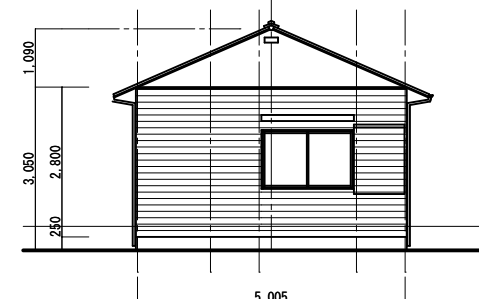
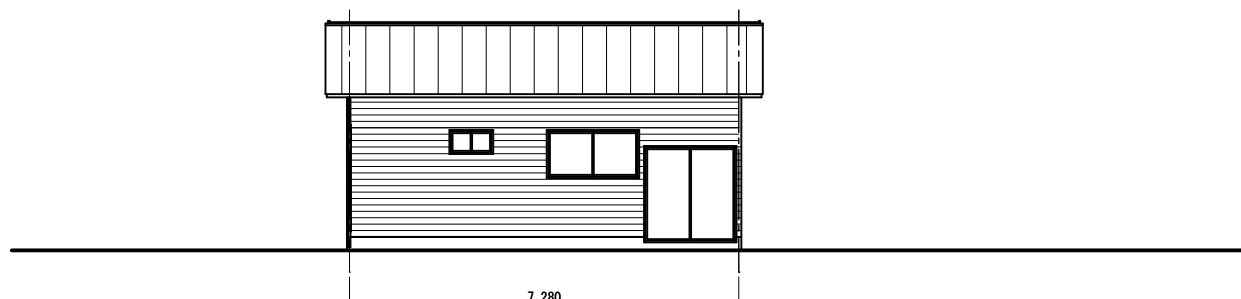
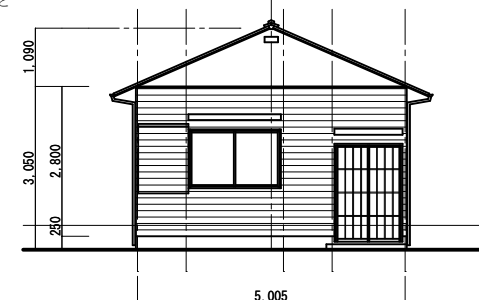
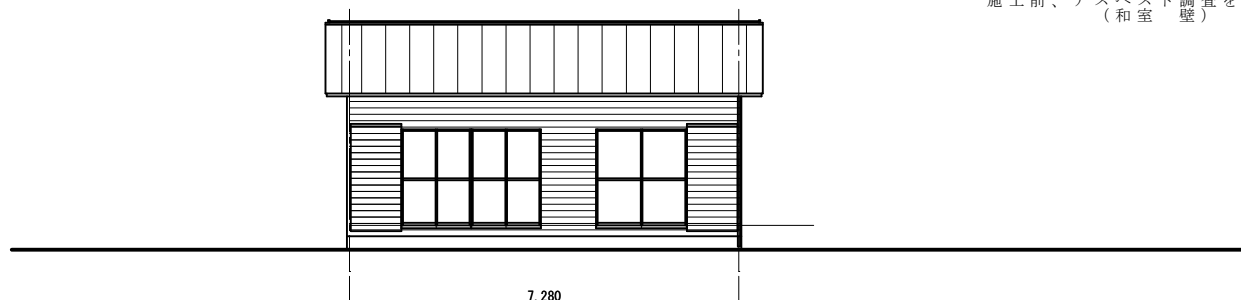
上
仕
く
い
し
っ
つ
り
ー
ト
製

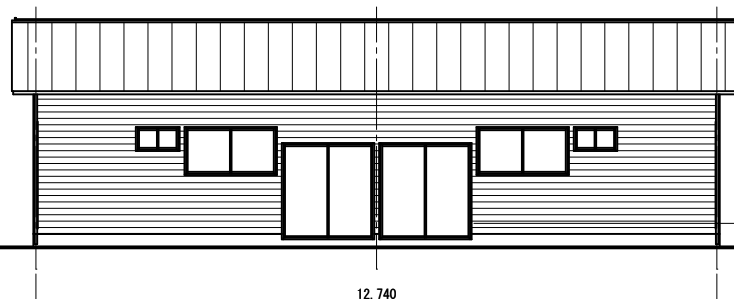
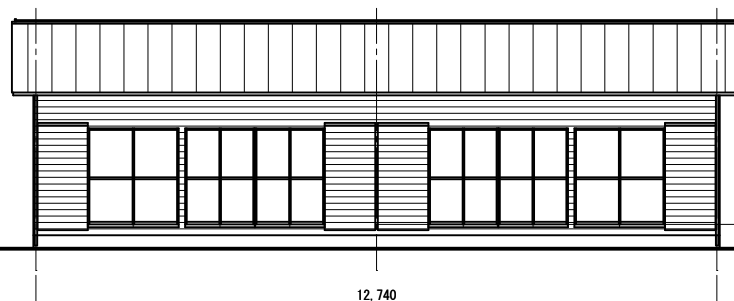
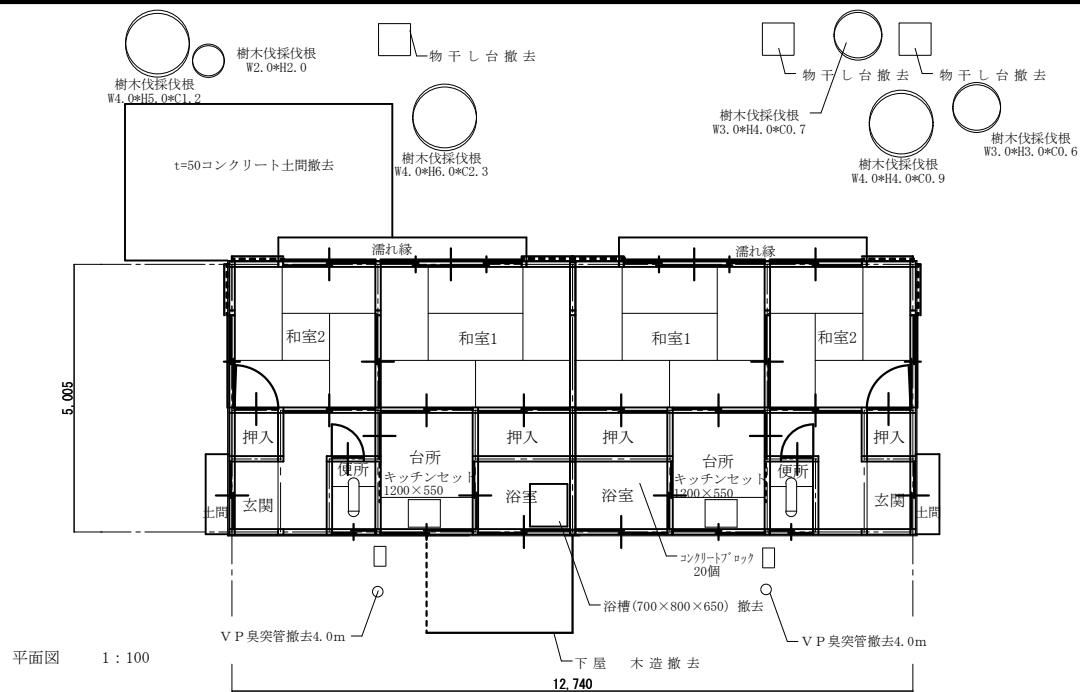
[illegible]

※撤去後は周囲レベルに合わせ、整地すること。

仮設工事：単管一本足場(防音シート張) 4面

施工前、アスベスト調査を行うこと
(和室 調壁)



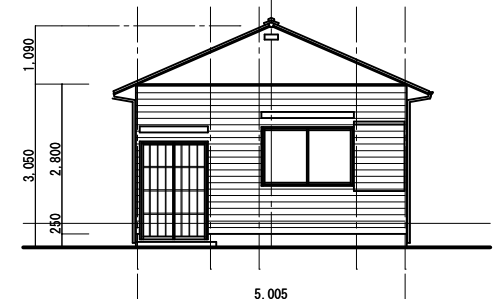
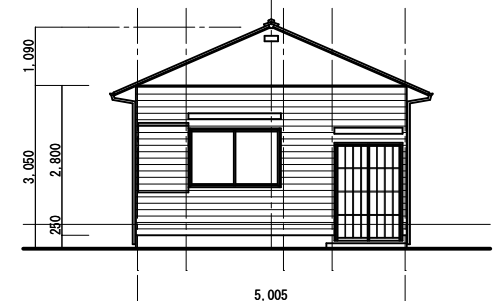


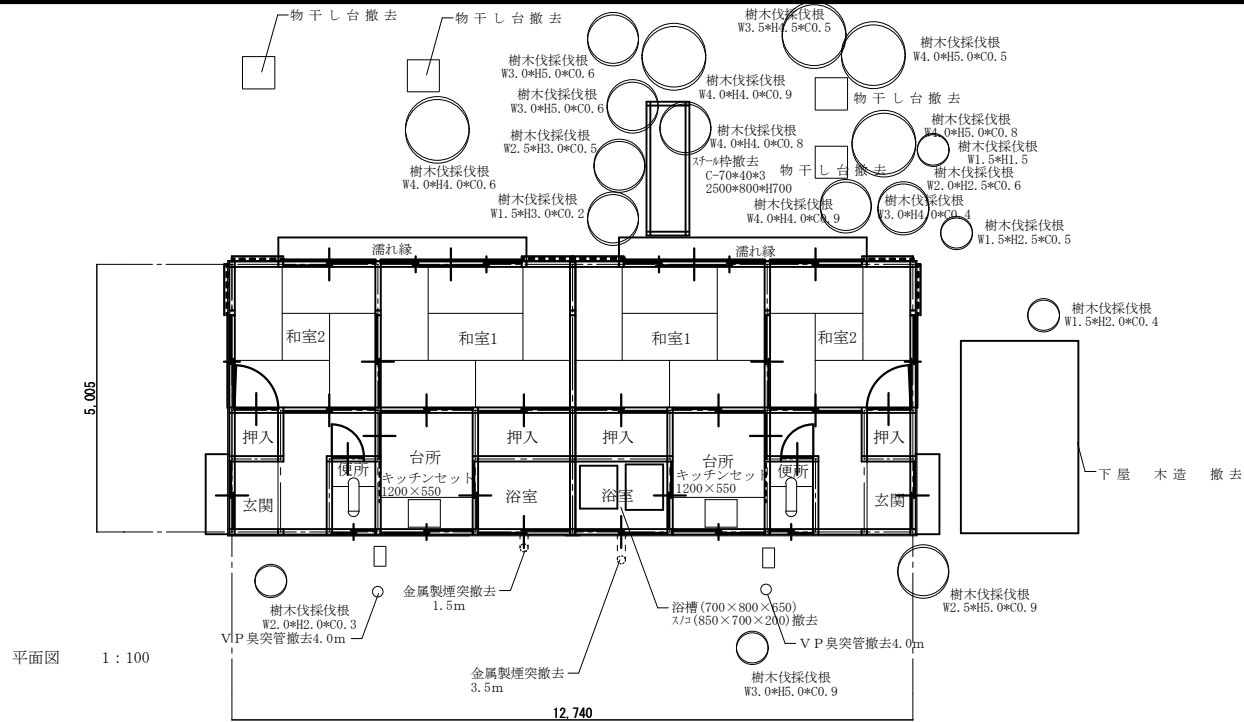
※給水管はブラク止めすること。
メーターは上下水道課申請し返却すること。
※解体前に東京電力に申し込み架空線を撤去すること。
※解体前にNTTに申請し電柱・引込み架空線を撤去すること。
施工前、アスベスト調査を行うこと
(和室壁)

外装
屋根：セメント瓦葺(野地板下地)
外壁：スチールサイディング張り
小屋部分：しっくい仕上
基礎：鉄筋コンクリート製
木製建具
内装
和室天井：化粧合板(木下地)
壁：プラスター、しっくい仕上げ(木下地)
畳敷
台所天井：化粧合板(木下地)
壁：プラスター、しっくい仕上げ(木下地)
合板
玄関間：モルタル仕上げ
天井：化粧合板(木下地)
壁：プラスター、しっくい仕上げ(木下地)
合板
浴室天井：化粧合板(木下地)アスベスト処理対象
壁：化粧合板(木下地)
腰壁：モルタル仕上げ(木下地)
床：モルタル仕上げ
便所天井：化粧合板(木下地)
壁：プラスター、しっくい仕上げ(木下地)
合板
押入合板仕上げ(中棚)
木製建具

※撤去後は周囲レベルに合わせ、整地すること。

仮設工事：単管一本足場(防音シート張) 4面





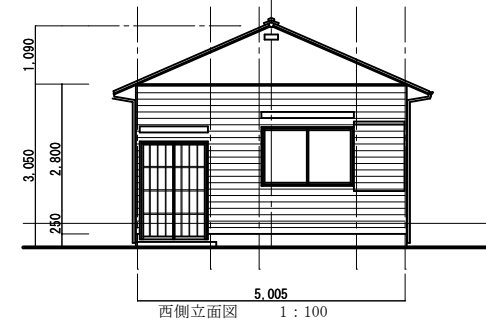
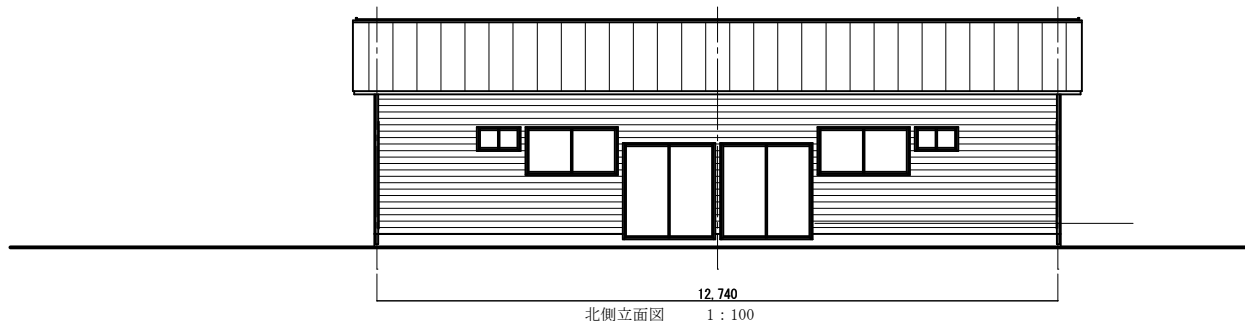
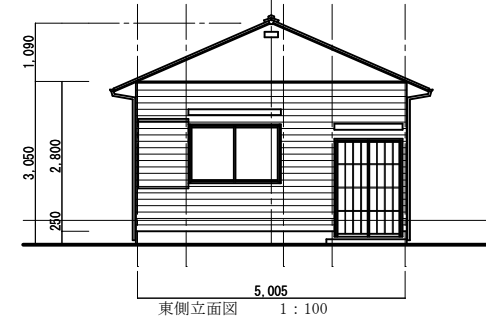
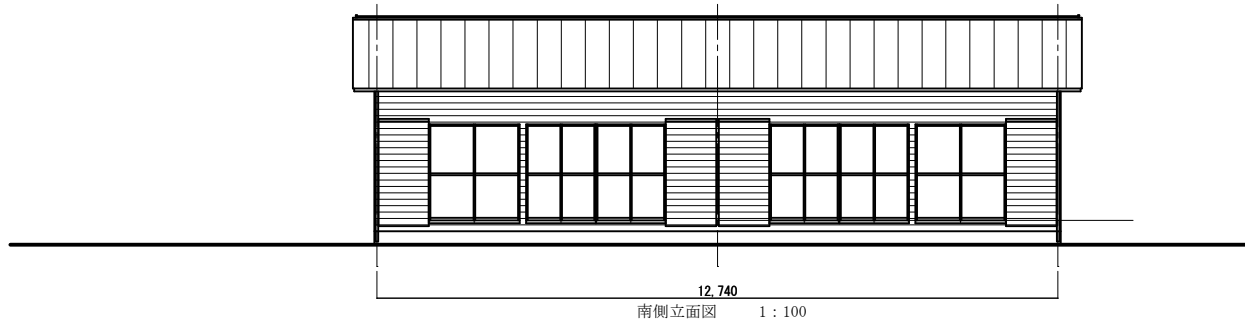
※給水管はプラグ止めること。
※排水管は上下水道課に返却すること。
※解体前に東京電力に申請し、電柱・引込み架空線を撤去すること。
※解体前にNTTに申請し、電柱・引込み架空線を撤去すること。
施工前、アスベスト調査を行うこと
(和室 壁)

外装
屋根：セメント瓦葺 (野地板下地)
外壁：スチールサイディング張り
基礎：鉄筋コンクリート製
木製建具

内装
和室：化粧合板 (木下地)
天井：化粧合板 (木下地)
壁：化粧合板 (木下地)
床：畳敷
台所：化粧合板 (木下地)
天井：化粧合板 (木下地)
壁：化粧合板 (木下地)
床：化粧合板 (木下地)
浴室：化粧合板 (木下地)
天井：化粧合板 (木下地)
壁：化粧合板 (木下地)
床：化粧合板 (木下地)
便所：化粧合板 (木下地)
天井：化粧合板 (木下地)
壁：化粧合板 (木下地)
床：化粧合板 (木下地)
押入：化粧合板 (木下地)
木製建具

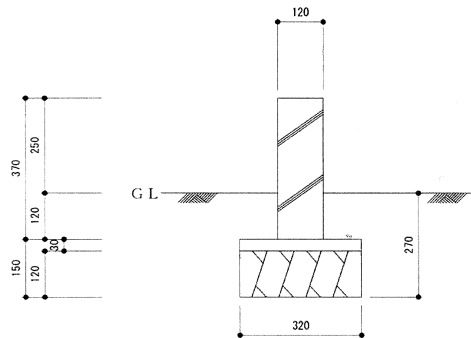
※撤去後は周囲レベルに合わせ、整地すること。

仮設工事：単管一本足場 (防音シート張) 4面

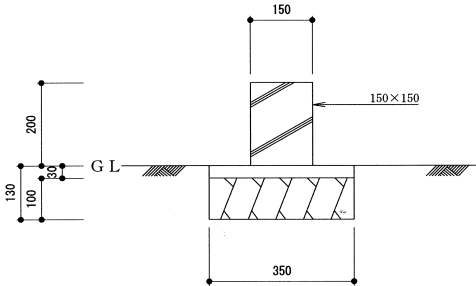


木造関連

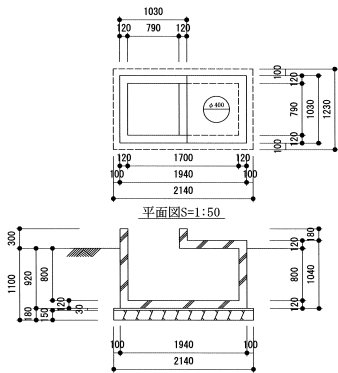
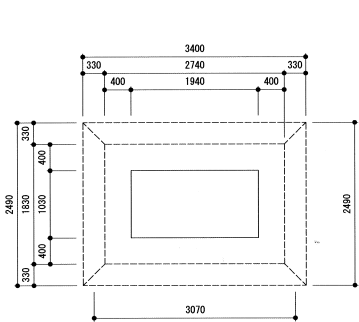
布基礎



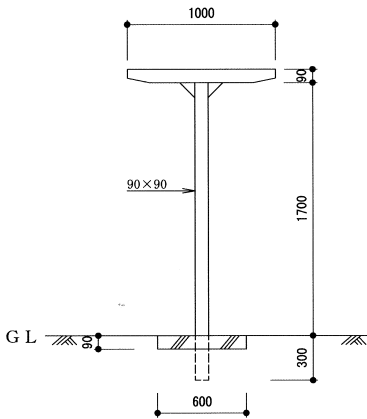
束石

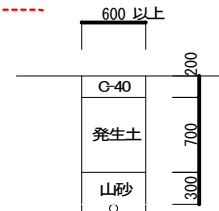
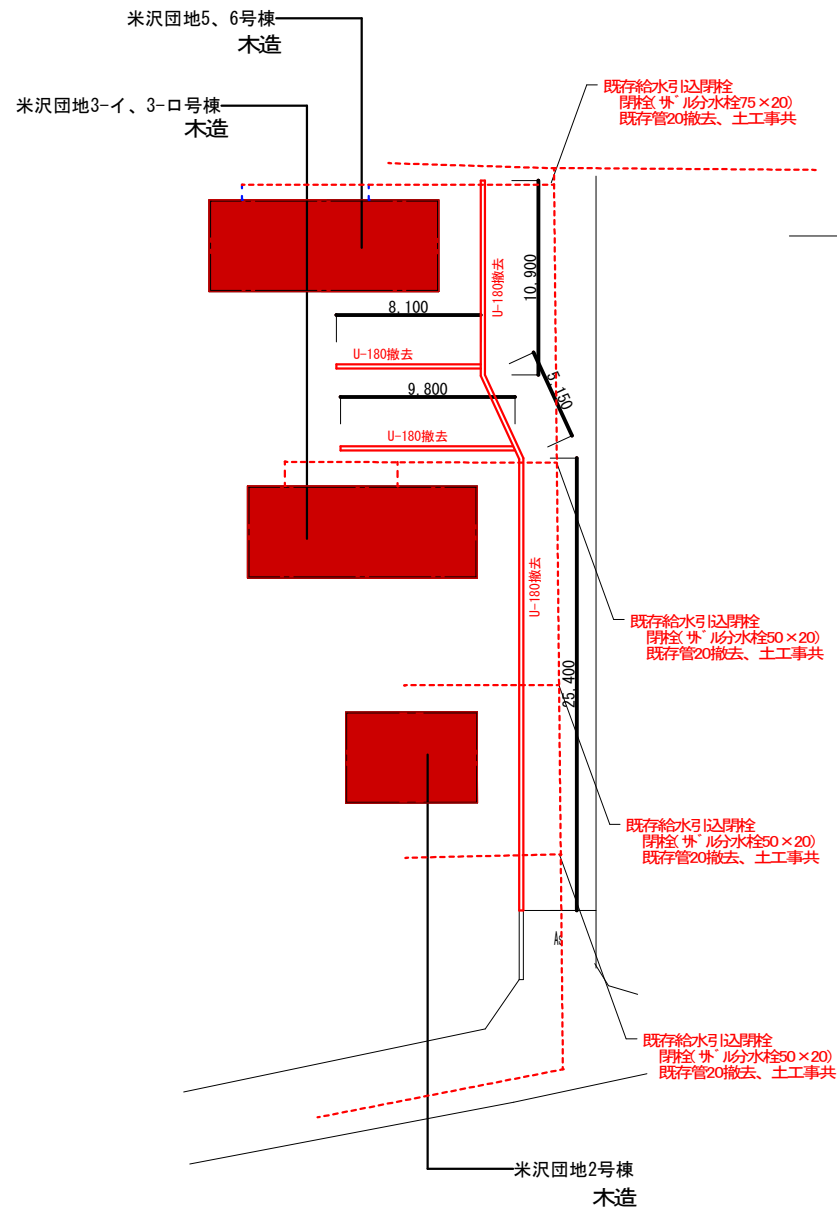


コンクリート便槽



コンクリート製物干し台





掘削断面図
1: 50



外構図 1: 300

- 解体建物を示す
- 建物附帯外構撤去部分
- その他外構撤去部分

承認	設計	監査

縮尺	A1: S=1/150 A3: S=1/300
設計年月日	

工事名称	町営米沢団地解体工事
図面名称	外構図 1

